

保護者 様

令和 年 月 日

備前市立三石小学校  
校長 中村 国広

## 出席停止について

本日、お子様が\_\_\_\_\_にかかられたと、連絡を受けました。  
この感染症は、学校保健安全法第19条の規定により、次のとおり出席停止の取り扱いをいたします。この期間は、欠席扱いになりませんので、治療に専念してください。

なお、感染症が治って登校するときは、医師の診断を受け、別添えの証明書を学校へご提出ください。

### 記

○出席停止者 \_\_\_\_\_年 番 氏名

## 感染症の予防について

- ◎ 学校は多くの子どもたちの集団生活の場であり、学校教育が円滑に実施され成果をあげるためには、学校や保護者が心得ていなければならないことがたくさんあります。学校における感染症の予防もその一つであり、保護者の方にぜひ正しいご理解とご協力をお願いしたいと思います。
- ◎ 校長は、児童・生徒が感染症にかかっていたり、かかっている疑いがあったり、又はかかるおそれのあるときは、出席を停止させることができるようになっていきます（学校保健安全法第19条）。
- ◎ 学校において予防すべき感染症の種類は次のとおりです。

第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)及び鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清型がH5N1であるものに限る。)
第2種	インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く。)、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

※その他の感染症については、感染症の種類や地域、学校における発生・流行の状況等を考慮のうえ判断します。

出席停止の期間は、感染症の種類に応じて、だいたい基準が決められておりますが、病状は個人差もありますので、合併症の起こらないように十分休養し、医師の診断に基づいて、元気になって登校するようご留意ください。なお、感染症の感染を防止するために、出席停止の間中は、友達等との接触を避けてください。